

岐阜労働局発表
平成22年11月26日

担 当	岐阜労働局雇用均等室
	室長 渡辺桂子 地方短時間労働指導官 白澤章子 (電話) 058-263-1220

岐阜県内の次世代法認定企業が20社に達しました！

～「くるみん」がいる会社は働く人の子育てをサポートしています～



次世代認定マーク（愛称：くるみん）

1 認定状況（別添1、別添2、別添3）

認定企業は20社（11月15日現在）、全国8位（10月末現在）

「次世代育成支援対策推進法」（以下、「次世代法」）は、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため制定されました。岐阜労働局（局長 矢部 憲一）では、同法に基づいて「一般事業主行動計画」を策定し、その計画目標を達成するなど一定の基準（参考1）を満たした事業主を認定しています。平成19年4月に認定申請が開始されてから認定企業は着実に増加し、**平成22年11月15日に社会福祉法人和光会（理事長 山田 光雄）が認定を取得**し（行動計画の内容及び取組状況は別添1）、岐阜県内の認定企業は20社（24件）となりました。（別添2）

また、策定した計画期間の長さによっては2回目の認定を取得することが可能で、認定企業20社のうち2回目の認定を取得した企業は4社となっています。

なお、認定企業数を都道府県別にみると、岐阜県は、平成22年10月末現在で全国8位となっており、子育てをサポートする企業が増えています。（別添3）

2 一般事業主行動計画策定届の届出状況（別添4）

来春から義務化される従業員数 101 人以上 300 人以下の企業の
計画届出率はいまだ 13.2%

「一般事業主行動計画」の届出企業数は 602 社で、次世代法で現在計画の策定・届出が義務づけられている従業員数 301 人以上の企業は、169 社（届出率 100%）となっています。

一方、現在は、同計画の策定・届出が努力義務となっている従業員 300 人以下の企業の届出数は、433 社。このうち、次世代法の改正により、**平成 23 年 4 月から同計画の届出が義務づけられる従業員数 101 人以上 300 人以下の企業の届出数は、集計が始まった平成 20 年からわずかにしか増えておらず、75 社、届出率は 13.2%に留まっており、早期の計画策定と届出が求められています。** 数字はいずれも平成 22 年 10 月末現在

【一般事業主行動計画策定届の届出状況】

総数	602 社
うち 301 人以上企業	169 社(届出率 100%) (301 人以上企業総数 169 社)
うち 101 人以上 300 人以下企業	75 社(届出率 13.2%) (101 人以上 300 人以下企業総数 567 社)
うち 100 人以下企業	358 社

3 一般事業主行動計画策定直前講習会を開催（別添5）

12月6日 長良川国際会議場で直前講習会を開催

当日の取材をお願いします

このような状況を踏まえ、岐阜労働局では、次世代育成支援対策推進センターでもある社団法人岐阜県経営者協会、岐阜県中小企業団体中央会、岐阜県農業協同組合中央会の後援を受け、「一般事業主行動計画策定直前講習会」を開催します。

この講習会では、初めて行動計画を策定する事業主向けに行動計画の策定・届出・公表に至るまで実務的かつ具体的に事例をまじえて説明いたします。

【添付資料】

別添 1：社会福祉法人和光会の取組内容

別添 2：岐阜県内の基準適合一般事業主「認定」企業一覧

別添 3：都道府県別一般事業主行動計画策定届の認定及び届出状況

別添 4：一般事業主行動計画の届出数の推移（岐阜県）

別添 5：一般事業主行動計画策定直前講習会（チラシ）

参考 1：認定基準

参考 2：次世代育成支援対策推進法（抄）

社会福祉法人和光会

所在地：岐阜市

業種：医療、福祉

労働者数：224人（男性38人、女性186人）



1 期目行動計画

計画期間

平成20年11月1日

～平成22年10月31日

内 容

(1) ノー残業日を3ヶ月に1日設定する

(2) 育児休業の取得を男性職員1人以上とする

1 期目行動計画取組状況

(1) 「仕事と家庭の両立幹部研修」において、毎月第3金曜日をノー残業日と決定し、『かえるデイ』活動をスタート。

実施半年後にアンケートを行い、実施状況や従業員の意見などを集約し、さらなる職場環境改善へとつなげていった。

(2) 育児休業ハンドブックを作成し、対象職員へ配布、説明等を行った。

また、育児・介護休業に関するアンケートを実施し、育児休業に関する問題点や職員のニーズの把握などにつとめた。

くるみんの活用予定、目標達成及び取組の効果

名刺に「くるみん」を印刷して認定企業であることを対外的にアピール
 自社ホームページや会社案内などに「くるみん」を掲載し、学生などにアピール

【企業のコメント】

和光会は、地域の皆様が安心して暮らせる健康的な社会を実現する為に、子育て・保健・医療・福祉の総合的なサービスを提供し続けています。サービスを継続的に改善し、たゆまぬ発展のために、女性職員が子育てを続けながら安心して就業を継続し、キャリアアップができ、又、男性職員が育児参加できる環境の整備を、今後更に充実させていきたいと考えています。

* 行動計画期間中の育児休業取得状況

男性・・・・・・・・・・1人

女性・・・・・・・・・・7人

(計画期間中の出産者7人)

出産者の育休取得割合・・・100%

* 事業所内保育施設(2カ所)を設置し、運営している。



岐阜県内の基準適合一般事業主「認定」企業一覧

(は2回目の認定)
平成 22 年 11 月 15 日現在

2007 年認定

番号	企業・団体名	住所
1	(株)大垣共立銀行	大垣市
2	岐阜信用金庫	岐阜市
3	(株)十六銀行	岐阜市
4	(株)トーカイ	岐阜市
5	たんぼぼ薬局(株)	岐阜市
6	(株)パロー	多治見市(本部)
7	社会医療法人蘇西厚生会〔松波総合病院〕	羽島郡笠松町

2008 年認定

番号	企業・団体名	住所
1	太平洋工業(株)	大垣市
2	生活協同組合コープぎふ	各務原市
3	(株)東洋	飛騨市

2009 年認定

番号	企業・団体名	住所
1	イビデンエンジニアリング(株)	大垣市
2	東濃信用金庫	多治見市
3	(株)大垣共立銀行	大垣市
4	(株)岐阜銀行	岐阜市
5	たんぼぼ薬局(株)	岐阜市
6	(株)トーカイ	岐阜市
7	(株)岐阜高島屋	岐阜市
8	(株)サムソン	岐阜市
9	美濃工業(株)	中津川市
10	(株)アクトス	多治見市
11	(医)和光会	岐阜市

2010 年認定

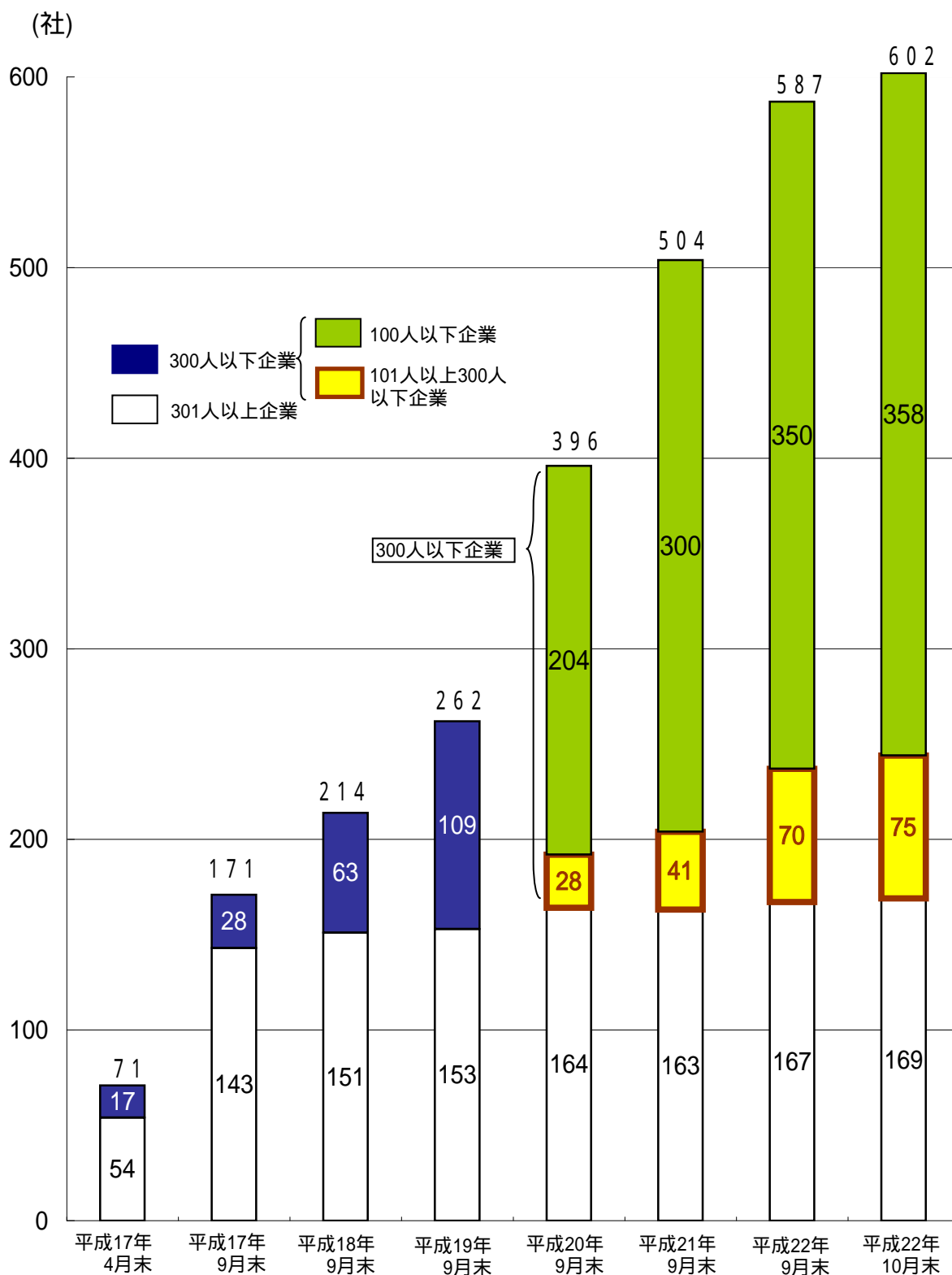
番号	企業・団体名	住所
1	岐阜信用金庫	岐阜市
2	ヤングビーナス薬品工業(株)	加茂郡坂祝町
3	社会福祉法人和光会	岐阜市

都道府県別一般事業主行動計画策定届の認定及び届出状況

(平成22年10月末現在)

	認定企業数	常時雇用労働者301人以上の企業数	常時雇用労働者101人以上300人以下の企業数	一般事業主行動計画策定届提出企業数	内、常時雇用労働者301人以上の企業数		内、常時雇用労働者300人以下の企業数	(ア)内、常時雇用労働者101人以上の企業数		(イ)内、常時雇用労働者100人以下の企業数
						届出率			届出率	
		(A)	(B)		(C)	$((C)/(A) \times 100)\%$		(D)	$((D)/(B) \times 100)\%$	
1 北海道	8	368	1,391	1,117	326	88.6%	791	80	5.8%	711
2 青森県	7	102	292	351	100	98.0%	251	105	36.0%	146
3 岩手県	2	107	297	426	106	99.1%	320	95	32.0%	225
4 宮城県	8	195	634	502	195	100.0%	307	82	12.9%	225
5 秋田県	4	87	226	358	84	96.6%	274	60	26.5%	214
6 山形県	2	98	342	335	95	96.9%	240	31	9.1%	209
7 福島県	7	163	338	507	163	100.0%	344	63	18.6%	281
8 茨城県	9	201	592	510	193	96.0%	317	55	9.3%	262
9 栃木県	8	136	432	649	134	98.5%	515	45	10.4%	470
10 群馬県	8	159	457	668	142	89.3%	526	42	9.2%	484
11 埼玉県	17	396	1,193	1,088	374	94.4%	714	133	11.1%	581
12 千葉県	17	366	811	760	350	95.6%	410	89	11.0%	321
13 東京都	482	3,978	7,743	8,047	3,285	82.6%	4,762	430	5.6%	4,332
14 神奈川県	32	738	1,779	1,447	690	93.5%	757	161	9.1%	596
15 新潟県	7	215	697	701	209	97.2%	492	47	6.7%	445
16 富山県	9	106	442	984	104	98.1%	880	143	32.4%	737
17 石川県	11	116	412	1,035	110	94.8%	925	235	57.0%	690
18 福井県	5	62	219	601	61	98.4%	540	54	24.7%	486
19 山梨県	5	55	263	295	54	98.2%	241	40	15.2%	201
20 長野県	21	196	646	708	196	100.0%	512	37	5.7%	475
21 岐阜県	19	169	567	602	169	100.0%	433	75	13.2%	358
22 静岡県	12	336	849	994	325	96.7%	669	105	12.4%	564
23 愛知県	48	927	2,165	1,899	807	87.1%	1,092	183	8.5%	909
24 三重県	8	149	470	387	147	98.7%	240	36	7.7%	204
25 滋賀県	7	91	317	775	91	100.0%	684	60	18.9%	624
26 京都府	25	261	855	663	247	94.6%	416	64	7.5%	352
27 大阪府	84	1,309	2,557	2,203	1,282	97.9%	921	161	6.3%	760
28 兵庫県	31	453	1,532	1,165	448	98.9%	717	145	9.5%	572
29 奈良県	5	69	215	214	67	97.1%	147	61	28.4%	86
30 和歌山県	4	51	137	254	49	96.1%	205	77	56.2%	128
31 鳥取県	2	41	165	206	39	95.1%	167	18	10.9%	149
32 島根県	2	47	187	307	41	87.2%	266	17	9.1%	249
33 岡山県	11	195	402	669	187	95.9%	482	82	20.4%	400
34 広島県	14	338	863	1,222	320	94.7%	902	169	19.6%	733
35 山口県	4	110	443	637	109	99.1%	528	49	11.1%	479
36 徳島県	3	41	193	259	41	100.0%	218	33	17.1%	185
37 香川県	9	105	320	397	104	99.0%	293	119	37.2%	174
38 愛媛県	6	141	364	434	138	97.9%	296	51	14.0%	245
39 高知県	3	58	234	307	55	94.8%	252	39	16.7%	213
40 福岡県	15	445	1,155	1,281	431	96.9%	850	113	9.8%	737
41 佐賀県	2	60	243	264	60	100.0%	204	72	29.6%	132
42 長崎県	0	98	371	354	95	96.9%	259	54	14.6%	205
43 熊本県	4	120	434	461	114	95.0%	347	45	10.4%	302
44 大分県	4	71	309	556	70	98.6%	486	101	32.7%	385
45 宮崎県	2	79	255	449	79	100.0%	370	101	39.6%	269
46 鹿児島県	8	151	452	627	146	96.7%	481	63	13.9%	418
47 沖縄県	5	94	253	409	90	95.7%	319	57	22.5%	262
合計	1,006	13,853	35,513	39,084	12,722	91.8%	26,362	4,177	11.8%	22,185

一般事業主行動計画の届出数の推移(岐阜県)



平成 23 年 4 月 1 日より 101 人以上企業義務

一般事業主行動計画策定 **直前** 講習会

次世代育成支援対策推進法の改正により、平成 23 年 4 月 1 日より一般事業主行動計画の策定・届出等が 101 人以上の労働者を雇用する企業についても義務化されます。

この講習会では、行動計画の策定・届出・公表に至るまで実務的かつ具体的に事例をまじえて説明をいたします。行動計画の届出がまだ済んでいない企業の方、是非ご参加ください。

.....

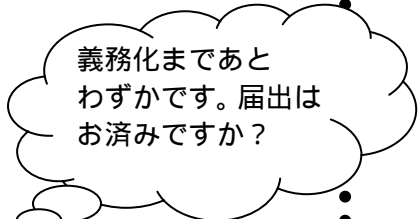
と き 平成 22 年 12 月 6 日 (月) 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0

と ころ 長良川国際会議場 大会議室
 岐阜市長良福光 2695-2 TEL 058-296-1200

内 容 ・「次世代法とは
 ~ 行動計画の策定、届出、公表について ~」
 ・「行動計画を作ってみましょう」

終了後、個別相談会を開催いたします

.....



主催：岐阜労働局
 後援：社団法人岐阜県経営者協会、岐阜県中小企業団体中央会、岐阜県農業協同組合中央会
 定員：300 名 対象：企業の人事労務担当者、事業主
 申込：下記申込票を FAX 又は郵送
 締切り：11 月 26 日 (但し、定員となり次第締め切り)

(問い合わせ先)
 岐阜労働局雇用均等室
 〒500-8842 岐阜市金町 4 - 3 0 明治安田生命岐阜金町ビル 3 階
 電話 0 5 8 - 2 6 3 - 1 2 2 0 FAX 0 5 8 - 2 6 3 - 1 7 0 7



次世代認定マーク (愛称 : くるみん)

参加申込票

FAX 0 5 8 - 2 6 3 - 1 7 0 7

事業所名	
住 所	
T E L	
参加者職 氏 名	

認定基準

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- 4 平成21年4月1日以降に新たに策定・変更した行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
- 5 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等をしたものが1人以上いること。

【常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主】

ただし、当該計画期間においてその雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたものがない中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。）にあつては、次のいずれかに該当すれば足りること。

- ① 計画期間において、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（ただし、1歳に満たない子のために利用した場合を除く。）。
- ② 計画期間において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
- ③ 当該計画の開始3年以内の期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等したものが1人以上いれば足りること。

- 6 計画期間内の女性労働者の育児休業等取得率が70%以上であること。

【常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主】

ただし、当該計画期間において、育児休業取得率が70%未満である中小事業主にあつては、当該計画の開始前3年以内の日であつて当該中小企業が定める日から計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における育児休業取得率が70%以上であれば足りること。

- 7 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」※を講じていること。

※1「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置」とは、育児・介護休業法第24条第1項第3号により事業主が必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている措置をいいます。なお、これらの措置は計画期間終了時までに措置されていればよく、措置が講じられた時期は問いません。

※2「始業時刻変更等の措置」とは、以下のような措置をいいます。

- ・フレックスタイム制度
- ・始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
- ・事業所内保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

- 8 次の①～③のいずれかを実施していること。

- ① 所定外労働の削減のための措置
- ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
- ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

- 9 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号) (抄)

※「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 85 号）」による改正後の次世代育成支援対策推進法（平成 23 年 3 月 31 日までの間）

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第 12 条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
- 5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

（一般事業主行動計画の労働者への周知等）

- 第 12 条の 2** 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

- 第 13 条** 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（表示等）

- 第 14 条** 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

※「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）」による改正後の
次世代育成支援対策推進法（平成23年4月1日以降の改正条文）（抄）

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第12条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
- 5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。